

平成22年度
第1回岐阜県事業評価監視委員会 次第

日 時 平成22年4月28日(水)
13:30~15:30
場 所 岐阜県水産会館(2階)中会議室

○ 開会の挨拶

○ 議 事

1 役員を選出について

- (1) 委員長の選出について
- (2) 副委員長の指名について
- (3) 議事概要書署名委員の指名について

2 平成22年度の審議事項及び計画等について

- (1) 公共事業の再評価について . . . 資料1 p. 4~
- (2) 市町村事業の再評価について . . . 資料2 p. 6~
- (3) 平成22年度再評価実施箇所及び事業概要について . . . 資料3 p. 14~
- (4) 公共事業の事後評価について . . . 資料4 p. 24~
- (5) 県施工ダムの評価軸について
- (6) 現地調査の実施について . . . 資料5 p. 26~
- (7) 平成22年度監視委員会の開催計画 . . . 資料6 p. 32

3 審議結果の取りまとめ

○ 閉会の挨拶

岐阜県事業評価監視委員会委員名簿

【任期：平成22年4月28日～平成24年3月31日】

区分	氏名	所属・職名等	備考
学識 経験者	おおの えいじ 大野 栄治	名城大学 教授	都市情報学部
	やすだ たかし 安田 孝志	岐阜大学 教授	工学研究科 環境エネルギーシステム専攻
	わだ きよし 和田 清	独立行政法人 国立高専機構 岐阜工業高等専門学校 教授	環境都市工学科
経済界等	なかたに けいこ 中谷 敬子	岐阜県商工会女性部連合会 会長	岐阜県商工会連合会推薦
	かとう たかし 加藤 隆志	関商工会議所 会頭	岐阜県商工会議所連合会推薦
	もりや けいじ 守屋 啓司	岐阜県農業協同組合中央会 専務理事	岐阜県農業協同組合中央会推薦
	のだ まさひろ 野田 政博	岐阜県間税会連合会 副会長	岐阜県間税会連合会推薦
	こもり しょうご 小森 正悟	岐阜県弁護士会 弁護士	岐阜県弁護士会推薦
	やまうち あきひろ 山内 章裕	岐阜県森林組合連合会 代表理事	岐阜県森林組合連合会推薦
有識者	みつい さかえ 三井 栄	岐阜大学 准教授	地域科学部
公募	さかもと ゆき 坂本 由貴	岐阜県コミュニティ診断士	海津市在住
	たかむら あきひろ 高村 明宏	会社員	関市在住

○委員長

平成22年4月28日第1回岐阜県事業評価監視委員会において、岐阜県事業評価監視委員会設置要綱第3条の3に基づき委員の互選により選任予定

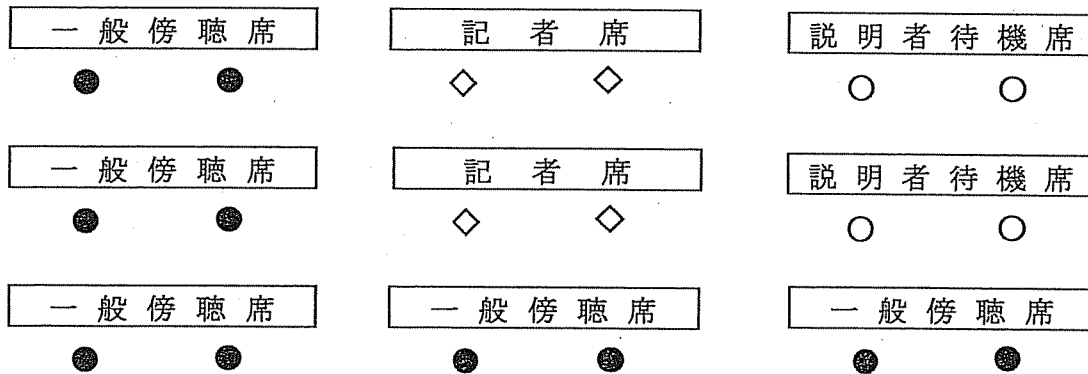
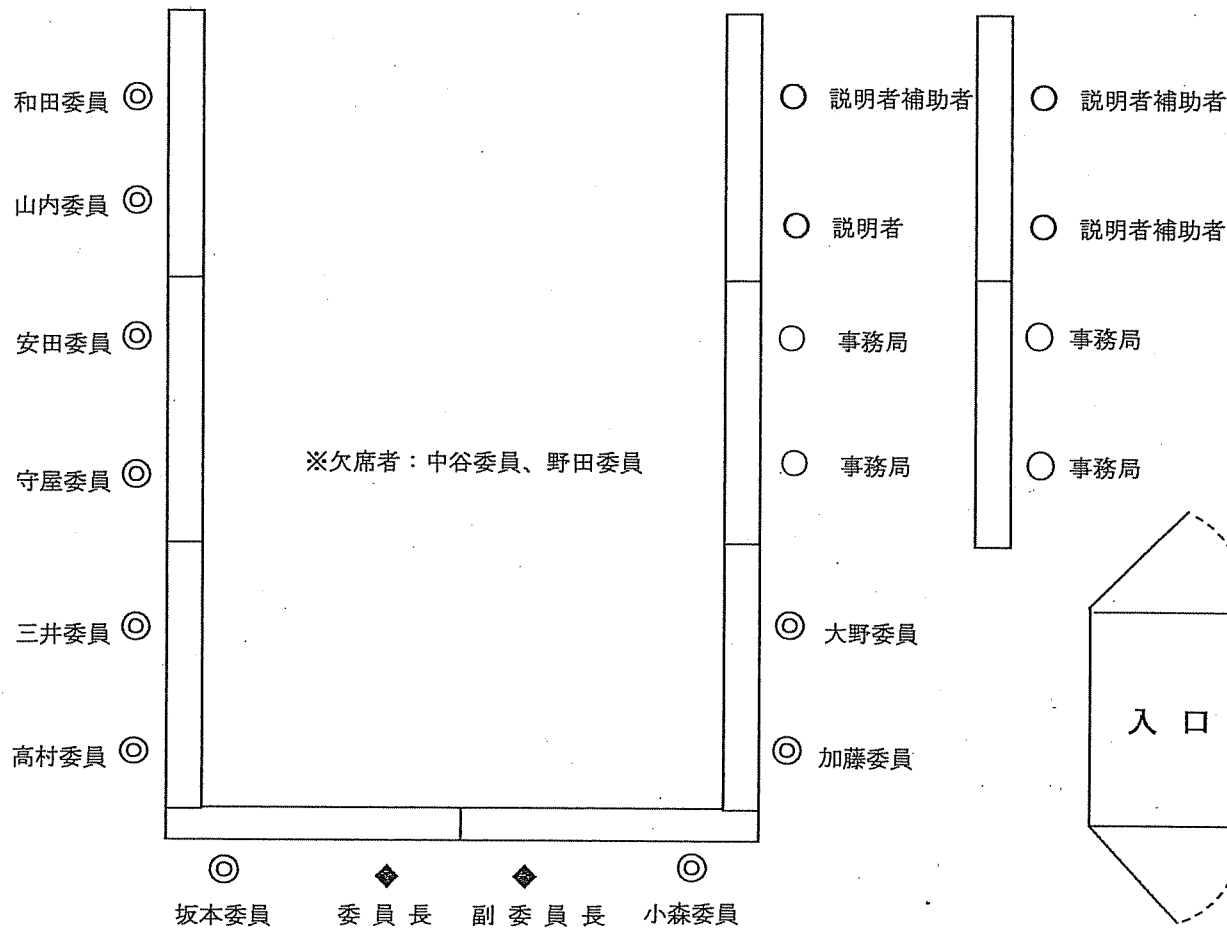
○副委員長

平成22年4月28日第1回岐阜県事業評価監視委員会において、岐阜県事業評価監視委員会設置要綱第3条の3に基づき委員長の指名により選任予定

平成22年度第1回事業評価監視委員会 席表

平成22年4月28日(水) 13:30~
岐阜県水産会館(2階) 中会議室

<配席図>



○委員の配席は、正面向かって右から時計回りで「50音順」です。

公共事業の再評価について

1 再評価の目的

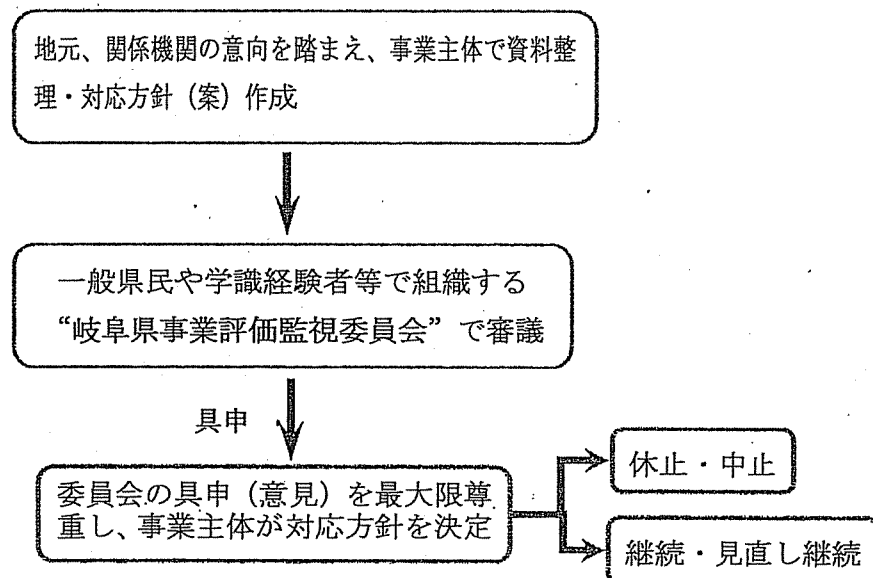
公共事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業着手後一定期間を経過しても継続中の事業等において、事業主体が再評価を実施し、中止・継続等の対応方針を作成する。

この方針について、学識経験者等第三者で構成される「岐阜県事業評価監視委員会」の意見を聴き、その意見を尊重し事業主体が対応方針を決定し公表する。

2 市町村事業等の再評価【岐阜県事業評価監視委員会設置要綱 第8条】

市町村等が事業主体である事業の評価については、当該市町村長等が知事へ依頼することにより、岐阜県事業評価監視委員会の審議対象事業とすることができ、岐阜県事業評価監視委員会の意見を尊重し事業主体が対応方針を決定する。

3 事務事業の流れ



平成22年度 市町村等再評価審議依頼事業一覧

番号	担当課名	事業主体	事業採 択年度	完了予 定年度	全体事業費 百万円	再評価の実施区分		事 業 名	路線名(地区名)	施 工 場 所
						再評価	再々評価			
1	森林整備課	恵那市	H7	H24	1,094		○	森林居住環境整備事業	大沢線 恵那市	恵那市
2	森林整備課	飛騨市	H12	H24	460		○	森林環境保全整備事業	龍見谷線 飛騨市(神岡町)	飛騨市(神岡町)
3	下水道課	恵那市	H1	H26	6,050		○	恵那市特定環境保全公共下水道事業	岩村処理区 恵那市岩村町	恵那市岩村町
4	下水道課	郡上市	H4	H25	4,267	○		郡上市特定環境保全公共下水道事業	大和中央処理区 郡上市大和町徳永字落合	郡上市大和町徳永字落合
5	下水道課	海津市	H2	H32	29,641		○	海津市公共下水道事業	海津処理区 海津市海津町帆引新田	海津市海津町帆引新田
6	下水道課	神戸町	H13	H37	15,332	○		神戸町公共下水道事業	神戸処理区 神戸町大字下宮字村前	神戸町大字下宮字村前

市町村等の長からの審議依頼書(写し)

恵那市	[森林居住環境整備事業]	p. 8
飛騨市	[森林環境保全整備事業]	p. 9
恵那市	[公共下水道事業]	p. 10
郡上市	[公共下水道事業]	p. 11
海津市	[公共下水道事業]	p. 12
神戸町	[公共下水道事業]	p. 13

(別記様式1)

21林第23319号
平成22年3月30日

岐阜県知事 古田 肇 様

恵那市長 可知 義明



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 森林居住環境整備事業
- ・路線名 大沢線
- ・再評価の要件 現在施工中で採択後15年が経過したため

2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

市に独自で林道整備事業に精通した委員を選任することが難しいため。

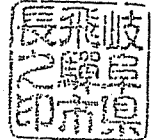
3 県の事業担当課名

森林整備課

飛建第 1331 号
平成22年3月19日

岐阜県知事 古田 肇 様

飛騨市長 井上 久則



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 森林環境保全整備事業
- ・河川・路線名等 林道 灘見谷線
- ・工区名
- ・再評価の要件 再評価後、5年を経過した時点で継続中の事業

2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

市単独で委員を選任し、監視委員会を設置することが困難であるため

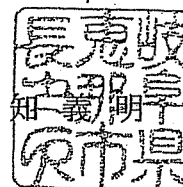
3 県の事業担当課名

森林整備課

下水第 22149 号
平成 22 年 3 月 23 日

岐阜県知事 古 田 肇 様

恵那市長 可



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第 8 条並びに委員会運営要領第 4 の 1 の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1. 審議対象事業

- ・ 事業名 下水道事業
- ・ 処理区名 岩村処理区
- ・ 再評価の要件 再評価後 10 年を迎える事業

2. 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

・ 本市では、下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、委員会を設置できない。

3. 県の事業担当課名

都市建築部下水道課

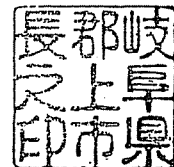
(別記様式1)

郡水工 第 3 号

平成22年4月8日

岐阜県知事 古田 肇 様

郡上市長 日置 敏明



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・ 事業名 特定環境保全公共下水道事業
- ・ 地区名 大和中央処理区
- ・ 再評価の要件 事業着手後10年経過し、事業を継続するもの

2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由
事業監視委員の選定が困難なため

3 県の事業担当課名 都市建築部下水道課

(別記様式1)

下水第 179号 -2
平成22年 3月11日

岐阜県知事 古田 肇 様

海津市長 松 永 清 彦



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 海津市公共下水道事業
- ・処理区名 海津処理区
- ・再評価の要件 再評価後10年目を迎える事業

2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

海津市では、下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価が必要とされる他事業もなく、委員会を設置できないため。

3 県の事業担当課名

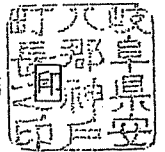
都市建築部 下水道課

(別記様式1)

神上下第 373号
平成22年 4月 9日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県安八郡神戸町長 吉田 弘 義



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本町が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・ 事業名 神戸町公共下水道事業
- ・ 処理区名 神戸処理区
- ・ 再評価の要件 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業

2 本町で事業評価監視委員会を設置できない理由

本町では、下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、委員会を設置することができないため。

3 県の事業担当課名

岐阜県都市建築部下水道課

平成22年度 再評価実施箇所一覧表

番号	担当課名	事業		市町村 事業	事業主体	事業採 択年度	完了予 定年度	全体事業費 百万円	再評価の実施区分		事業名	路線名(地区名)	施工場所
		補助	県単						再評価	再評価			
1	農地整備課	○			岐阜県	H12	H30	5,513		○	県営水質保全対策事業	羽島地区	羽島市、羽島郡笠松町、岐阜市(旧:柳井町)
2	森林整備課	○	○		岐阜県	H7	H33	4,150		○	森林居住環境整備事業・ふるさと林道緊急整備事業	伊自良～森尾線	山県市(伊自良村)・本巣市(本巣町、根尾村)
3	森林整備課	○	○		岐阜県	H7	H31	4,356		○	森林居住環境整備事業・ふるさと林道緊急整備事業	箱室～落部線	郡上市(八幡町、大和町)
4	森林整備課			○	恵那市	H7	H27	1,034		○	森林居住環境整備事業	大沢線	恵那市
5	森林整備課			○	飛騨市	H12	H24	460		○	森林環境保全整備事業	麓見谷線	飛騨市(神岡町)
6	道路建設課	○			岐阜県	H8	H27	13,000		○	交通連携推進事業・社会資本整備総合交付金事業	一般国道256号 高置ハイパス	山県市(旧:高富町)
7	道路建設課	○			岐阜県	H13	H28	12,000	○		社会資本整備総合交付金事業	一般県道大垣江南線 水原・高緒工区	大垣市～安八町
8	河川課	○			岐阜県	H13	H28	6,000		○	河川総合開発事業 水無瀬生活貯水池	水無瀬川	川辺町
9	下水道課			○	恵那市	H1	H26	6,050		○	恵那市特定環境保全公共下水道事業	留村処理区	恵那市岩村町
10	下水道課			○	郡上市	H4	H25	4,267		○	郡上市特定環境保全公共下水道事業	大和甲英処理区	郡上市大和町徳永字暮合
11	下水道課			○	海津市	H2	H32	29,641		○	海津市公共下水道事業	海津処理区	海津市海津町帆引新田
12	下水道課			○	神戸町	H13	H37	15,332		○	神戸町公共下水道事業	神戸処理区	神戸町大字下宮字村前
事業数計									6	2	6		
											12		
									3	9			

再評価実施事業の概要

県営水質保全対策事業	p.16
森林居住環境整備事業・ふるさと林道緊急整備事業	p.17、18
森林環境保全整備事業	p.19
道路改築事業(交通連携推進)	p.20
道路改築事業(社会資本整備総合交付金)	p.21
河川総合開発事業	p.22
公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業	p.23

課名 農地整備課

○事業制度について	事業名	県営水質保全対策事業	
	事業目的	農業用排水施設内の水質を浄化することにより、農業用排水の水質汚濁に起因する障害を除去し又は農業用排水施設から公共用水域に排出される水質を浄化し、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を図り、水資源の総合的な保全に資することを目的として農業用排水施設の新設もしくは改修を行う。	
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> ・受益面積がおおむね20ヘクタール以上であること ・農業用水の水質が農業用水に関する水質の基準値*に示す5項目中2項目以上が基準を超えていること <p>*農業用水水質基準</p> <p>①水素イオン濃度 (pH) 6.0～7.5 ②化学的酸素要求量 (COD) 6mg/ℓ以下 ③無機浮遊物質 (SS) 100mg/ℓ以下 ④溶存酸素 (DO) 5mg/ℓ以下 ⑤全窒素濃度 (T-N) 1mg/ℓ以下</p>	
	概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水施設整備 ・水質保全施設整備 ・農村環境施設整備 	
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目 ≪B≫	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産向上効果 作物生産効果①：用水の水質汚濁に起因する被害を防止することによる増収、また、転作作物の作付け増加に伴い発生する収益の増加分 品質向上効果②：用水の水質汚濁に起因する被害を防止することによって、生産物の品質が向上することに伴い発生する収益の増加分 ・農業経営向上効果 営農経費節減効果③：水質改善によって節減できる営農作業にかかる経費 維持管理費効果④：用排水路の補修費、管理労力等の節減分 ・生産基盤保全効果 更新効果⑤：施設の更新により、旧施設が持つ従来の機能が維持されるため、その機能が継続して発揮する効果 ・年総効果額⑥ = ①+②+③+④+⑤ ・廃用損失額⑦：耐用年数が経過していない施設を廃止、改修することによって生ずる損失 ・還元率×(1+建設利息率) ⑧ ・妥当投資額⑨ = ⑥÷⑧-⑦
		その他目	<ul style="list-style-type: none"> ・管水路化により水路上部の用地が新たに創設され、その用地に他事業等で遊歩道やせせらぎ水路などの整備が進められている。
	費 ≧ の 用 C 算 ≧ 定	・総事業費⑩	
	費便の 用益基 比準	投資効率 = 妥当投資額⑨ ÷ 総事業費⑩ ※投資効率が1.0以上であること	

平成22年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 森林整備課

○事業制度について	事業名	森林居住環境整備事業
	事業目的	山村と都市の共生・対流を図り、快適な居住環境を広く創出することとし、居住地周辺の森林、山村地域の定住基盤、森林整備の基礎となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を総合的に実施する。
	採択基準	基幹道・・・地域森林計画に記載された林道。利用区域面積が1000ha以上、かつ全体計画延長が7km以上。着工後10年以内に利用区域面積の10%（延べ面積）以上の森林整備が見込まれること。等 管理道・・・地域森林計画に記載された林道。利用区域面積が50ha以上、かつ全体計画延長が1km以上（過疎、特定・準特定市町村等は30ha以上かつ0.8km以上）。着工後10年以内に利用区域面積の10%（延べ面積）以上の森林整備が見込まれること。等
	概要 (メニュー)	・森林基幹道開設 ・森林管理道開設
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目 ≪B≫
		その他項目
	費用 ≪C≫ の算定	・費用の積み上げ基準：事業費（建設費）＋維持管理費 ・単価の基準：事業開始年度 ・現在価値化に用いる割引率4%（B及びC共通） ・評価対象期間は事業完了後40年間
		費用便益比の基準

平成22年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 森林整備課

○事業制度について	事業名	ふるさと林道緊急整備事業	
	事業目的	山村地域の振興と定住環境の改善に資するため、地域が緊急に対応しなければならない課題にこたえて早急に行う必要がある林道を整備する。	
	採択基準	地域森林計画に記載された林道。集落間林道、山村地域の定住環境にも大きな役割を果たす林道。地方公共団体が実施・管理することとなっている林道。	
	概要 (メニュー)	・林道の開設	
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目 ≧B ≦	<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養便益 ・山地保全便益 ・環境保全便益 ・木材生産等便益 ・森林整備経費縮減等便益 ・一般交通便益 ・森林の総合利用便益 ・災害等軽減便益 ・維持管理費縮減便益 ・山村環境整備便益 ・その他の便益
		その他項目	
	費用 ≧C ≦ の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の積み上げ基準：事業費（建設費）＋維持管理費 ・単価の基準：事業開始年度 ・現在価値化に用いる割引率4%（B及びC共通） ・評価対象期間は事業完了後40年間 	
費用便益比の基準	B/C = 1.0以上		

平成22年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 森林整備課

○事業制度について	事業名	森林環境保全整備事業	
	事業目的	森林の持つ機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資することを目的とし、このための森林整備に直結する林道を整備する。	
	採択基準	地域森林計画に記載された林道。利用区域面積が50ha以上、かつ全体計画延長が1km以上（過疎地域等は30ha以上かつ0.8km以上）。着工後10年以内に利用区域面積の10%（延べ面積）以上の森林整備が見込まれること。等	
	概要 (メニュー)	・森林管理道開設 ・森林施業道開設	
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち 貨幣換算する項目 ≪B≫	<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養便益 ・山地保全便益 ・環境保全便益 ・木材生産等便益 ・森林整備経費縮減等便益 ・一般交通便益 ・森林の総合利用便益 ・災害等軽減便益 ・維持管理費縮減便益 ・山村環境整備便益 ・その他の便益
		その他項目	
	費用 ≪C≫ の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の積み上げ基準：事業費（建設費）＋維持管理費 ・単価の基準：事業開始年度 ・現在価値化に用いる割引率4%（B及びC共通） ・評価対象期間は事業完了後40年間 	
費用便益比の基準	B/C = 1.0以上		

平成22年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 道路建設課

○事業制度について	事業名	道路改築事業（交通連携推進）	
	事業目的	モノレール、路面電車、バス等他の交通機関との連携及び結節点機能強化等を積極的に推進する事を目的とする。	
	採択基準	公共交通機関支援事業（一般国道） 道路交通の円滑化に資するバスの走行空間の改善など目的とするものであって、事業着手から概ね8年以内に完成するもの。	
	概要 （メニュー）	道路改築事業（現道の拡幅や線形改良及びバイパス等の道路建設を行う。）	
○費用対効果の分析について *費用便益 B/C *	効果の項目	うち貨幣換算する項目 ≪B≫	<ul style="list-style-type: none"> ・走行時間短縮便益 ・走行費用低減便益 ・交通事故減少便益
		その他項目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境改善効果（エネルギー消費の減少、二酸化炭素削減） ・住民生活保全（騒音低減、大気汚染の改善） ・地域経済の発展
	費用 ≪C≫ の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の積み上げ基準＝道路整備に要する事業費＋道路維持管理に要する事業費 ・単価基準（国土交通省道路局より原単位を提示） ・便益の評価期間は事業完成後50年間 	
費用便益比の基準	道路事業の評価においては、費用対効果を判断する指標として費用便益比（B/C）を用いており、再評価においては事業全体の費用と、残事業の費用について便益分析を実施する。		

平成22年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 道路建設課

○事業制度について	事業名	道路改築事業（社会資本整備総合交付金※）	
	事業目的	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他取組を総合的に支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全等を目的とする。	
	採択基準	活力創出基盤整備（国道・地方道） 社会資本総合整備計画の目標を実現するための基幹的な事業であって、道路整備、港湾整備などの事業	
	概要（メニュー）	道路改築事業（現道の拡幅や線形改良及びバイパス等の道路建設を行う。）	
○費用対効果の分析について *費用便益 B/C *	効果の項目	うち貨幣換算する項目 ≪B≫	<ul style="list-style-type: none"> ・走行時間短縮便益 ・走行費用低減便益 ・交通事故減少便益
		その他項目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境改善効果（エネルギー消費の減少、二酸化炭素削減） ・住民生活保全（騒音低減、大気汚染の改善） ・地域経済の発展
	費用 ≪C≫ の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の積み上げ基準＝道路整備に要する事業費＋道路維持管理に要する事業費 ・単価基準（国土交通省道路局より原単位を提示） ・便益の評価期間は事業完成後50年間 	
費用便益比の基準	道路事業の評価においては、費用対効果を判断する指標として費用便益比（B/C）を用いており、再評価においては事業全体の費用と、残事業の費用について便益分析を実施する。		

※事業制度については、「社会資本整備総合交付金」の詳細が国から示されていないため、概略について記載したもの。

平成22年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 河川課

○事業制度について	事業名	河川総合開発事業（水無瀬生活貯水池）	
	事業目的	水無瀬生活貯水池によって、洪水調節を行うことで、水無瀬川沿川地域を洪水から守り、安全性を向上させる。また、緊急水補給のための利水容量を貯水池に確保することで、可茂地区（2市5町）において、異常渇水等の被害から守る。	
	採択基準	一級河川の指定区間又は二級河川で河道改修によることが困難であり、洪水調節と併せてかんがい、発電、上水道、工業用水等を必要とするもの。	
	概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> ・本体工事 ・管理設備工事 ・仮設備工事 ・工事中用道路工事 	
○費用対効果の分析について *費用便益 B/C	効果の項目	うち貨幣換算する項目 ≪B≫	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋資産 ・家庭用品資産 ・事業所資産（償却・在庫資産） ・農漁家資産（償却・在庫資産） ・農作物資産（水田・畑） ・公共土木施設等
		その他項目	
	費用 ≪C≫ の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費と維持管理費の合計 ・評価対象期間は整備期間+50年とする ・現在価値化に用いる割引率は4%（B及びC共通） ・維持管理項目は、毎年の維持管理費を現在価値化して積算 ・毎年の維持管理費は県内の管理ダム実績管理費用より算出 	
費用便益比の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対便益費が1以上 		
特記事項			

平成22年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名：下水道課

○事業制度について	事業名	公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業
	事業目的	1. 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上（便所の水洗化、悪臭の排除等の環境整備）に寄与し、あわせて公共用水域（伊勢湾等）の水質保全に資する。 2. 自然環境の保全または農山漁村における水質の保全に資する。
	採択基準	・公共下水道：対象区域→主に市街地、規模→制限無し。 ・特定環境保全公共下水道：対象区域→市街化区域以外の区域、規模→1,000～10,000人。
	概要 (メニュー)	・事業主体 市町村：公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業 ・対象処理水は汚水（生活雑排水、し尿、工場・事業場排水等）及び雨水。 ・管渠及び処理場の築造。
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目 （うち貨幣換算する項目≧B≦）	(1) 生活環境の改善効果 ○周辺環境の改善（＝下水道整備によるドブの解消） ・中小水路の覆蓋化（設置・清掃）費用。 ○居住環境の改善（＝便所の水洗化） ・浄化槽の設置・維持管理費用
		(2) 公共用水域の水質保全効果 ○公共用水域の存在価値等のうち下水道の整備によって保全・回復される価値
	その他項目	○処理場等の用地を公園等に活用できる価値 ○管渠の光ファイバー設置空間（電線類地中化）としての利用価値
費用 （C）の算定	○処理場、ポンプ場、管渠等にかかる建設費＋用地費＋改築費＋維持管理費	
費用便益比の基準	○B/Cの値として1.0以上が必要。 社会情勢の変化等により、1.0未満となった場合は、事業計画の見直しも含めて対応方針を決定する必要がある。 (新規事業採択の場合、1.0未満であると、採択は不可能) ※費用効果分析については、「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)平成18年11月」に準拠する	

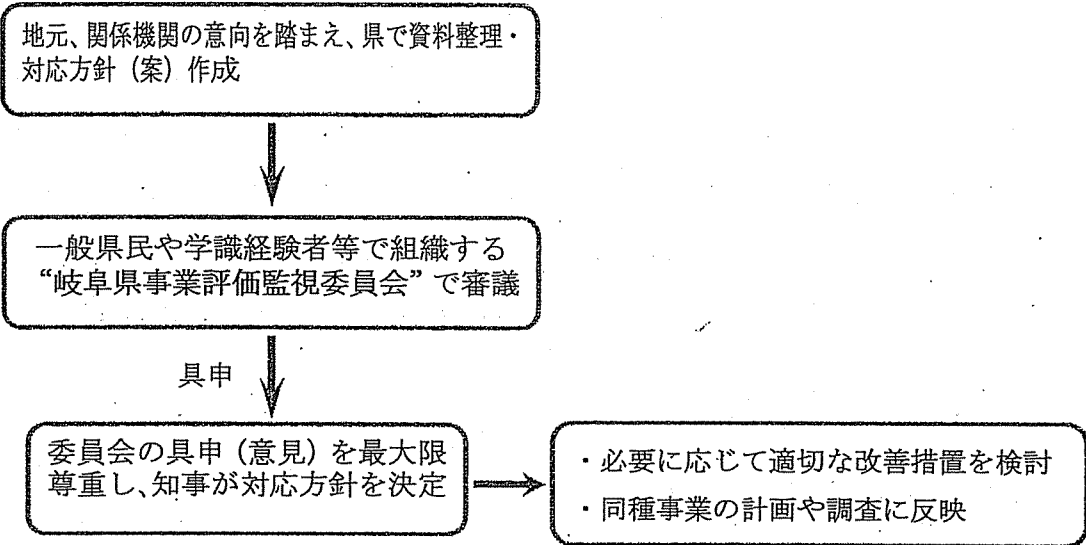
公共事業の事後評価について

1 事後評価の目的

完了した事業について、その効果、環境影響等の実績の確認を行い、事業主体が必要に応じて適切な改善措置の検討や新規事業への留意点等の対応方針を作成する。

この方針について、学識経験者等第三者で構成される「岐阜県事業評価監視委員会」の意見を聴き、その意見を尊重し事業主体が対応方針を決定し公表する。

2 事務事業の流れ



平成22年度 事後評価実施箇所一覧表

番号	担当課名	事業		事業採択年度	完了年度	全体事業費 百万円	事業名	路線名(地区名)	施工場所
		補助	県単						
1	農地整備課	○		S53	H20	1,497	県営農村集約用道路加勢町野島野道整備事業	中之島地区	中津川市
2	農地整備課	○		H10	H20	1,659	県営かんがい排水事業	宇留生地区	大垣市
3	農地整備課	○		H13	H20	969	経営体育成基礎整備事業	山之上地区	美濃加茂市
4	農地整備課	○		H6	H19(繰)	2,870	県営畑地帯総合土地改良事業	望野地区	郡上市(旧:高鷲村)
5	農地整備課	○		H14	H19(繰)	1,378	県営中山間地域農村活性化総合整備事業	小坂地区	下呂市(旧:小坂町)
6	農地整備課	○		H14	H19(繰)	1,014	県営中山間地域農村活性化総合整備事業	清見地区	高山市(旧:清見村)
7	農地整備課	○		H12	H20	1,323	県営中山間地域農村活性化総合整備事業	まごめ地区	中津川市(旧:山口村)
8	農地整備課	○		H7	H20	2,255	県営農村活性化住環境整備事業	飯地区	恵那市
9	農地整備課	○		H6	H20	900	県営一般農道整備事業	寝老南部地区	寝老郡寝老町
10	農地整備課	○		H7	H16	701	県営地すべり対策事業	千田野地区	郡上市(旧:白鳥町)
11	農地整備課	○		H13	H16	1,413	農村振興地域情報基盤整備事業	郡上地区	郡上市(旧:郡上郡全城)
12	農地整備課	○		H12	H20	681	県営農村環境整備事業	美濃加茂市西部地区	美濃加茂市
13	農地整備課	○	○	H14	H20	1,508	県営ふるさと農道緊急整備事業	岐阜・蘭地区	岐阜市、関市
14	森林整備課		◎	H16	H20	2,581	ふるさと林道緊急整備事業	富谷・金坂橋	木曽市
15	森林整備課	○		H8	H20	868	森林環境保全整備事業	時見~多賀橋	大垣市
16	治山課	○		H7	H16	2,505	水源森林総合整備	阿木	中津川市
17	治山課	○		H6	H16	2,361	水源森林総合整備	美濃川	恵那市
18	道路建設課	○		H10	H20	8,485	公共道路改築	一般国道256号 トラガバypass	関市(旧:坂取村)~郡上市(旧:八幡町)
19	道路建設課	◎		S65	H20	1,452	公共道路改築	一般国道303号 前庄八幡バス	揖斐川町(旧:坂内村)
20	街路公園課	◎		H11	H20	1,937	地方道路整備補助交付金	中津川市街路	中津川市
事業数計		18	2						

平成22年度 第2回 岐阜県事業評価監視委員会 現地調査先（事務局案）

工 程

午前は、県庁9北2会議室により委員会を開催

昼 食

午後より、現地調査開始予定

案の1

県庁（議会棟前）発

【再評価 NO. 6】

事業主体：岐阜県（道路建設課）
 事業名：交通連携推進事業
 社会資本整備総合交付金事業
 【一般国道256号高富PA・PA】
 調査地：山県市

【再評価 No.2】

事業主体：岐阜県（森林整備課）
 事業名：森林居住環境整備事業
 ふるさと林道緊急整備事業
 【伊自良～根尾線】
 調査地：山県市～本巣市

【再評価 NO. 1】

事業主体：岐阜県（農地整備課）
 事業名：県営水質保全対策事業
 【羽島地区】
 調査地：羽島市、笠松、岐阜市

県庁（議会棟前）着

案の2

県庁（議会棟前）発

【再評価 NO. 6】

事業主体：岐阜県（道路建設課）
 事業名：交通連携推進事業
 社会資本整備総合交付金事業
 【一般国道256号高富PA・PA】
 調査地：山県市

【再評価 No.2】

事業主体：岐阜県（森林整備課）
 事業名：森林居住環境整備事業
 ふるさと林道緊急整備事業
 【伊自良～根尾線】
 調査地：山県市～本巣市

【再評価 NO. 12】

事業主体：神戸町
 事業名：公共下水道事業
 【神戸処理区】
 調査地：神戸町下宮

県庁（議会棟前）着

平成22年度 現地調査地候補箇所の事業概要集

- 交通連携推進事業・社会資本整備総合交付金事業
（一般国道256号 高富バイパス） . . . p. 28
- 森林居住環境整備事業・ふるさと林道緊急整備事業（伊自良～根尾線） . . . p. 29
- 県営水質保全対策事業（羽島地区） . . . p. 30
- 神戸町公共下水道事業（神戸処理区） . . . p. 31

平成22年度 現地調査地候補箇所の事業概要

担当課〔 道路建設課 〕

事業名	道路改築事業（交通連携推進・社会資本整備総合交付金）
地区名	一般国道256号 ^{たかのみ} 高富バイパス
平成21年度までの進捗率	63.1%
事業概要	<p>事業目的： 山県市内の現道部に発生している交通渋滞の解消および、東海環状自動車道高富IC（仮称）へのアクセス機能確保を目的としている。</p> <p>事業期間： 平成8年度～平成27年度（予定）</p> <p>総事業費： 13,000百万円</p> <p>所在地： 山県市佐賀～山県市伊佐美</p> <p>工事概要：全体延長L=4.6km 幅員W=13.0(25.0)m ※車道W=13.0m(4車線)、歩道W=3.5m(両側)</p>
平成22年度事業概要	<p>事業費： 400百万円</p> <p>工事概要： 道路改良工事 L=400m 用地測量 N=1式 用地買収 N=1式</p>
備考	平成22年度再評価審議実施箇所

平成22年度 現地調査地候補箇所の事業概要

担当課〔森林整備課〕

事業名	森林居住環境整備事業・ふるさと林道緊急整備事業
地区名	伊自良～根尾線
平成21年度までの進捗率	44.6%
事業概要	<p>事業目的：</p> <p>当地区は古くから林業が盛んであり、利用区域内の人工林率が53%と県平均の45%を大きく上回っているものの、間伐等の森林整備が遅れ、健全な森林の育成が課題となっている。</p> <p>このため、森林の各種施業の骨格となる森林基幹道の整備を行うことにより、適切な森林整備を図るとともに、併せて作業路等の整備を行い木材の搬出・利用を促進し、地域の林業・木材産業の発展を推進する。</p> <p>事業期間： 平成7年度～平成33年度</p> <p>総事業費： 4,150百万円</p> <p>所在地： 山県市長滝地区～本巢市根尾奥谷地区</p> <p>工事概要： 林道開設 L=14.6km W=4.5～5.0m</p>
平成22年度事業概要	<p>事業費： 55百万円(工事費)</p> <p>工事概要： 林道開設 L=300m</p>
備考	平成22年度再評価審議実施箇所

平成22年度 現地調査地候補箇所の事業概要

担当課〔 農地整備課 〕

事業名	県営水質保全対策事業
地区名	羽島地区
平成21年度までの進捗率	57.8%
事業概要	<p>事業目的： 羽島用水は木曾川の犬山頭首工より取水し、木曾川右岸流域の農業地域に供給している。用水路周辺の都市化、混住化に伴い家庭雑排水等の流入が多くなり、水質汚濁及びゴミ投棄による安全、安定通水の障害が問題となっている。 このため、開水路を管水路にすることで用排水分離を図ることで、農作物の被害を防止し農業経営の安定を図る。</p> <p>事業期間：平成12年度～平成30年度（予定）</p> <p>総事業費：5,513百万円</p> <p>所在地：羽島市、羽島郡笠松町、岐阜市(旧：柳津町)</p> <p>工事概要：用水路工 延長L=12,055m うち、(西幹線路L=5,775m) (東幹線路L=6,280m)</p>
平成22年度事業概要	<p>事業費：311百万円</p> <p>工事概要：羽島2期地区 用水路工L=820m 羽島3期地区 用水路工L=120m</p>
備考	平成22年度再評価審議実施箇所

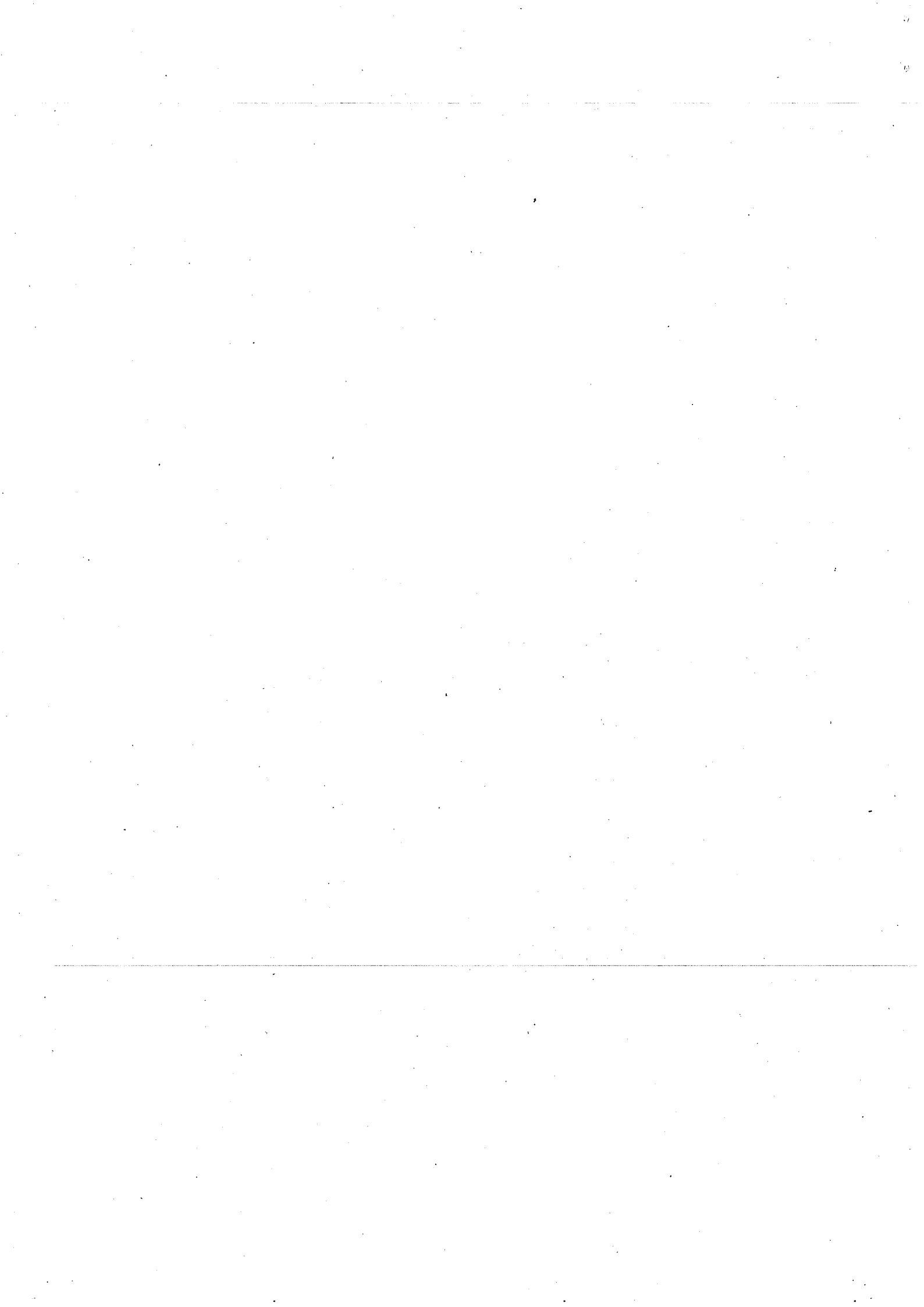
平成22年度 現地調査地候補箇所の事業概要

担当課〔 下水道課 〕

事業名	神戸町公共下水道事業
地区名	神戸処理区
平成21年度までの進捗率	43.7% (面整備率)
事業概要	<p>事業目的： 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る。</p> <p>事業期間： 平成13年度～平成37年度</p> <p>総事業費： 15,332百万円</p> <p>所在地： 安八郡神戸町大字下宮地内(終末処理場) 処理区域面積： 607 ha 計画処理人口： 19,930 人</p> <p>工事概要： 排除方式： 分流式 計画汚水量： 11,110 m³/日 (日最大) 終末処理場： 神戸浄化センター 水処理方式： 単層式無酸素好気活性汚泥法 + 凝集剤添加 + 急速砂ろ過 幹線延長： 14.4 km</p>
平成22年度事業概要	<p>事業費： 538百万円</p> <p>工事概要： 神戸浄化センター第Ⅱ期工事 水処理棟増設工事(土木・建築) 管渠面整備5.5ha</p>
備考	平成22年度再評価審議実施箇所

平成22年度岐阜県事業評価監視委員会開催計画（案）

回	開催日時	開催場所	議 事 内 容	備 考
第1回	4月28日(水) 13:30~	岐阜県水産会館 中会議室	○再評価実施箇所の概要説明 ○事後評価の実施について ○県施工ダムの評価軸について ○現地調査箇所の選定	
第2回	6月18日(金) (午前) 委員会 (午後) 現地調査	・岐阜県庁舎9階 9北-2会議室 ・現地調査	○県施工ダムの評価軸について	県公用車 (マイクロバス 200さ0897)
第3回	7月30日(金) 13:30~	岐阜県庁舎9階 9北-1会議室	○再評価詳細審議(市町村事業) ・森林整備課所管事業(2箇所) ・下水道課所管事業(4箇所)	
第4回	9月7日(火) 13:30~	岐阜県庁舎9階 9北-1会議室	○再評価詳細審議(県事業) ・農地整備課所管事業(1件) ・森林整備課所管事業(2箇所) ・道路建設課所管事業(2箇所)	
第5回	月 日() (12月~2月)		○再評価詳細審議(県事業) ・河川課所管事業(1件) ○事後評価詳細審議 農地整備課、森林整備課、 治山課、道路建設課、街路公園課 (各1箇所)	



県土整備部河川課

県施工ダムの評価軸について

1. ダム検証の背景

- ・国土交通省は、『できるだけダムにたよらない治水』への政策転換を進めることとしている。[資料1](#)
- ・国はダム事業の見直し基準を検討する専門家チーム（今後の治水対策のあり方に関する有識者会議）を設置し、平成22年夏頃にダム検証の新たな基準を示す予定としている。[資料2、資料3](#)
- ・検証対象ダムは、平成22年夏頃に示される新たな基準に沿った検証を実施する必要がある。
- ・事業の進捗状況等により検証対象ダムが選定され、県施工ダムでは本体工事未着手の3ダム（大島ダム、内ヶ谷ダム、水無瀬生活貯水池）が検証対象とされた。[資料4](#)

2. 事業評価監視委員会にて検討する事項

- ・国の有識者会議に合わせ、県としても評価軸や評価方法について議論したい。[資料5](#)

3. 作業部会の設置及びメンバー

- ・平成22年夏頃にダム検証の新たな基準を示す予定になっているため、作業部会を設置し6月を目途に集中的に討議の上、その結果をもとに委員会にて議論いただきたい。
- ・作業部会は、県事業評価監視委員会の学識経験者3名（安田委員、和田委員、大野委員）に加え、河川工学、防災環境計画に専門家である藤田裕一郎氏（岐阜大学流域圏科学研究センター長）、高木朗義氏（岐阜大学工学部社会基盤工学科教授）を加えた計5名により実施したい。[資料6](#)

4. 今後の予定

- ・国の有識者会議の進捗を見つつ進めるが、6月末を目途に新たな評価軸に関する県の意見を取りまとめる予定である。

ダム事業に関係する道府県知事の皆様へ

「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換に対するご協力をお願い

現在我が国は、人口減少の進行、急速な少子高齢化が進んでいること、GDPの約1.7倍の規模になる長期債務を抱えていること、の三つの主な不安要因を抱えています。このような我が国の現状を踏まえれば、税金の使い道を大きく変えていかなければならず、このため、従来の公共事業依存型の産業構造を転換する必要があると考えております。

そのひとつとして、治水事業については、「できるだけダムにたよらない治水」へ政策転換するとの考え方にに基づき、現在事業中の全国のダム事業について検証を行い、これらを踏まえて今後の治水対策のあり方を検討していくこととしております。

具体的には、検証の対象となるダム事業と、継続して進めるダム事業とを年末までに区分した上で、去る12月3日に立ち上げた「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が来年夏頃に中間とりまとめとして示す予定の新たな基準に沿って、検証の対象に該当する個別ダムの検証を行うこととしております。

各道府県実施のダム事業の進め方については、基本的には各道府県のご判断を尊重することとしておりますが、政策転換へのご理解をお願いするとともに、現在実施中のダム事業のうち、少なくとも検証の対象と区分されたダム事業については、新たな基準に沿って検証を行った上でその後の事業の進め方について改めてご判断をさせていただくようにご協力をお願いいたします。

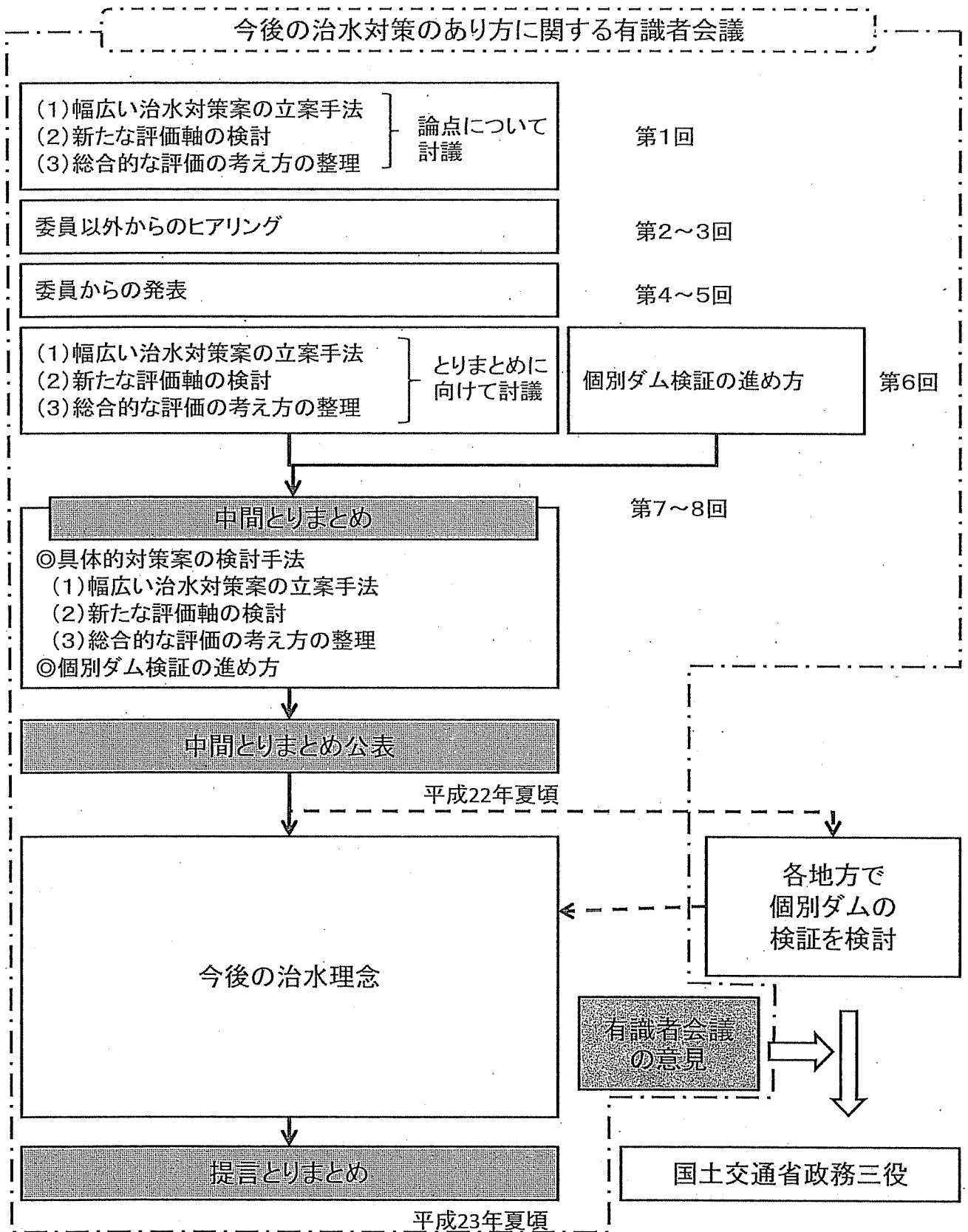
なお、平成22年度予算案については、補助事業においても政策転換を要請する国の姿勢を反映したものとさせていただくことを考えておりますが、個別ダムの進捗状況等を考慮したものとさせていただくことを考えております。

平成21年12月15日

国土交通大臣

前原 誠司

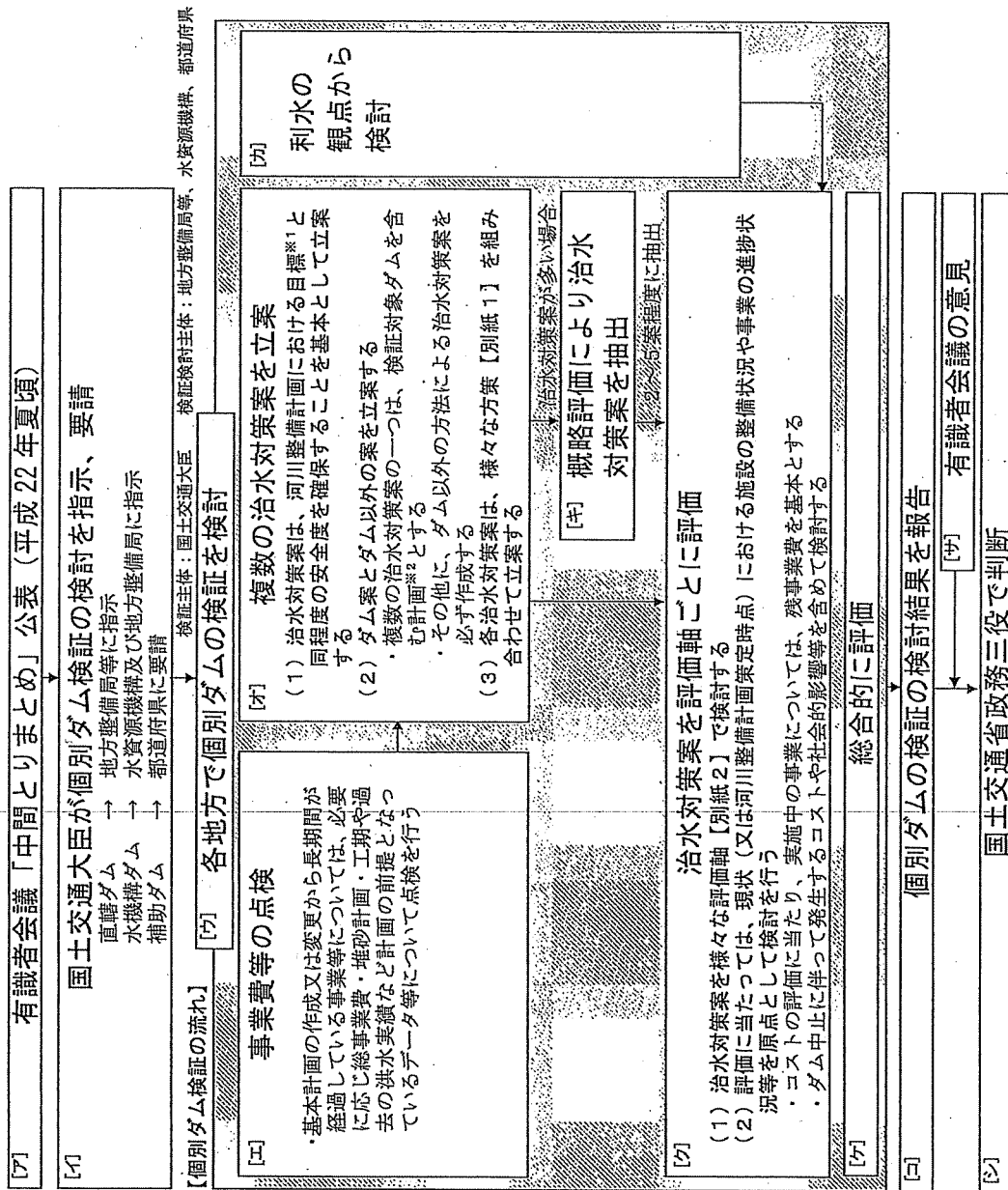
討議スケジュール(案)



※スケジュールは現時点の案であり、今後の会議の議論等によって変わる可能性がある。

個別ダム検証の進め方等（タタキ台）

●各地方で個別ダムの検証を検討する場合には、下図のような流れで行うこととしてはどうか
 ※なお、今後の治水理念の構築については、別途検討する



- [ス] 【検証の進め方のポイント】
- (1) 検証検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検証を進める^{※3}
- (2) 検証検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」の公開など情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う
- (3) 検証検討主体は、必要に応じ、
 i 学識経験者
 ii 関係住民等
 iii 利水者等関係機関
 iv 関係地方公共団体の長の意見を聴く

[セ] 【スケジュール（イメージ）】
 平成23年春頃までを目途に検討結果を報告
 （検討が終了していない場合は、検討状況を中間的に報告）

※3 関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者の選定等の工夫をする

※1 一般河川のうち国土交通大臣が管理する区間においては、戦後最大洪水又は超過確率年が「数十年」程度の洪水としている場合が多い
 ※2 河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とする。河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定して検討を進める

●各地方で個別ダムの特徴を核対する場合には、【別紙1】に掲げる方策を組み合わせさせて立案した治水対策を、河川や流域の特性に応じ、次表のような評価軸で評価する。

評価軸※1	評価の考え方	従来の代替案※2	評価の定量化※3	備考
安全性 (被害軽減効果)	●河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか	○	○	河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することとしており、このような場合は同様の評価結果となる。
	●目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか	—	△	例えば、ダムは一般的に洪水を対称に計画されており、それを大きく上回るような洪水では流入量と流出量が等しくなるような条件で行う。洪水を上回る洪水時には洪水の増幅率を抑制するために有効である。このような各地方の特性を考慮して、立案する各地方の治水対策については、目標を上回る洪水が発生する場合は増幅率を明らかにする。
	●段階的などのように安全度が確保されていくのか(例えば、10年後)	—	△	例えば、河道掘削は対策の進捗に伴って段階的に安全度を確保していくが、ダムは完成するまでは全く効果を発揮せず、完成して運用が開始するまで効果を得られない。このように各地方の治水対策の進捗の特性を考慮して、立案する各地方の治水対策は、完成して運用が開始するまで効果を得られない。このように各地方の治水対策の進捗の特性を考慮して、立案する各地方の治水対策は、完成して運用が開始するまで効果を得られない。
	●どの範囲でどのような効果が確保されていくのか(上下流や支流等における効果)	△	△	例えば、堤防は、決壊しなれば被害は発生しないが、ひとたび決壊すれば甚大な被害が発生する。洪水の予測・予測の精度等は、目標を上回る洪水が発生する場合は増幅率を明らかにする。
	●完成までに要する費用はどのくらいか	—	△	例えば、堤防は、堤防が上がり、堤防の維持費が増える。また、ダム、遊水池等は、下流に被害をもたらす。このように各地方の治水対策の特性を考慮して、立案する各地方の治水対策は、完成して運用が開始するまで効果を得られない。
	●維持管理に要する費用はどのくらいか	—	○	各治水対策ごとに、現時点から完成するまでの費用について、できる限り簡潔的に算出して比較する。
	●その他(ダム中に伴って発生する費用等)の費用はどれくらいか	—	○	各治水対策ごとに維持管理に要する費用について、できる限り簡潔的に算出して比較する。
	●必要に応じて、直線的な費用だけでなく間接的な費用についても明らかにして評価する(4)	—	○	ダム中に伴って発生する費用について、できる限り簡潔的に算出して比較する。
	●土地所有者等の協力が得られるか	△	△	用地取得や家屋移転補償等が必要で治水対策については、土地所有者の協力が得られるか等について明らかにする。
	●その他の関係者等との調整が可能か	—	△	立案する各治水対策の運用にあたって、調整すべき関係者を特定し、調整の進捗や調整の状況等を明らかにする。関係者とは、例えば、ダム、ダムからの放流量を流入量と等しくする際の関係者、河道掘削時の関係者、関係者等である。
実現性	●法制上の観点から実現性はあるか	※6	—	立案する各治水対策について、現行法制度で対応可能か、関連法令に抵触することはないか、条例を制定することによって対応可能かなど、その程度実現性があるか等について明らかにする。
	●将来的にわたって持続可能といえるか	—	△	各治水対策について、その効果を持続していくために必要な技術が確立されているか、現在の技術水準で対応可能か。
	●地球温暖化に伴う気候変動や少子化など、将来の不確実性に対してどのように対応できるか	—	—	例えば、河川の掘削は、掘削を進めると河川の水位が低下する可能性があるが、再び増水すると効果は低下することになる。また、引揚等は、新たな築堤や旧築堤を築造することが必要となり、築堤に付随することによって効果は低下する可能性がある。また、引揚等は、新たな築堤や旧築堤を築造することが必要となり、築堤に付随することによって効果は低下する可能性がある。
	●事業地及びその周辺への影響はどの程度か	○	△	各治水対策について、土地の買収、家屋の移転に伴う個人の生活や地域の経済活動、コミュニティ、まちづくり等への影響等の観点から、事業地及びその周辺にどのような影響が生じるか、できる限り明らかにする。
	●地域振興等に対してどのような効果があるか	—	△	例えば、河道掘削等によって公園や水辺ができること、観光資源が創出されること、必要に応じて、治水対策によって地域振興等に対する効果がある場合がある。
	●地域間の利害の調整がなされているか	—	—	例えば、ダム等は、地域間の利害の調整が必要となる場合がある。必要に応じて、治水対策によって地域間の利害の調整がなされているか。
地域社会への影響	●水環境に対してどのような影響があるか	—	△	水環境に対してどのような影響があるか。
	●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか	△	△	生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか。
	●土砂流動はどうか(下流河川・湖沼にどのような影響があるか)	△	△	土砂流動はどうか(下流河川・湖沼にどのような影響があるか)。
	●景観、人と自然との豊かな関係が維持できるか	△	△	景観、人と自然との豊かな関係が維持できるか。
流水の正常な機能の維持への影響	●流水の正常な機能を維持できるか	—	△	流水の正常な機能を維持できるか。
	●水資源の確保を行うことができるか	△	△	水資源の確保を行うことができるか。
利水事業への影響	●利水事業への影響	△	△	利水事業への影響。
	●利水事業への影響	△	△	利水事業への影響。

※1 本表の評価軸の間には相互関係がある(例えば、「実現性」と「コスト」と「安全度(段階的)にどのような影響があるか」はそれぞれが独立しているのではなく、実現性が低いとコストが高くなる場合がある)ものがあることに留意する必要がある。

※2 ○: これまでよく行われている、△: 行われている場合がある、—: ほとんど行われていない

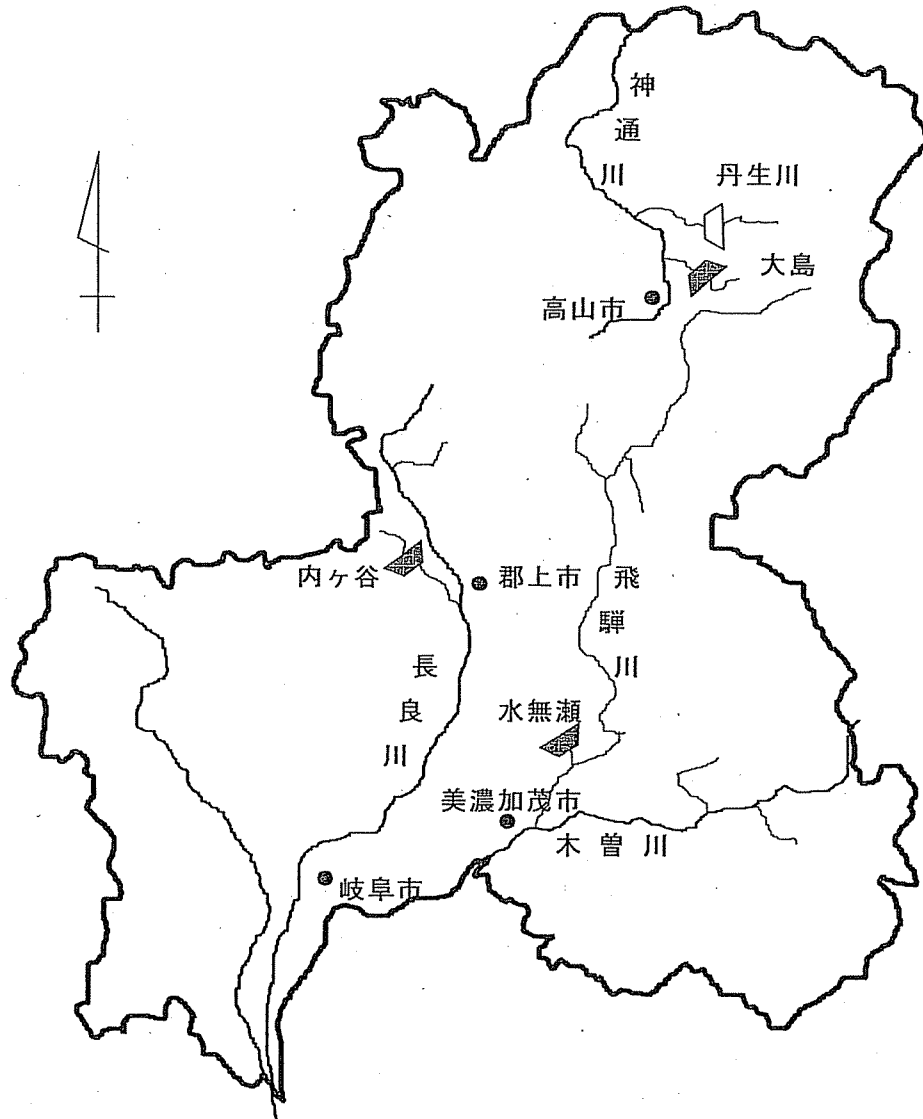
※3 ○: 原則として定量的評価を行うことが可能なもの、△: 主として定量的評価を行わずに定性的評価をせざるを得ないが、一部の事項については定量的な表現が可能となる場合があるもの、—: 定量的評価が困難なもの



※4 ダムが洪水になる見込みとなった際、ダムからの放流量を流入量と等しくするまで除去を抑制し、その後は流入量と放流量を等しくする(つまり貯水容量を一定に保ち)、ダムによる洪水調節効果が発揮されない状態となる。

※5 「実現性」には、例えば、達成しうる安全度が著しく低い、コストが著しく高い、持続性がほとんどない、地域に与える影響や自然環境に与える影響が著しく大きい等の場合に「非現実的」ということがあり得るが、本表では他の項目と重複することから、省略する。

※6 これまで、法制上または技術上の観点から実現性が乏しい策は代替案として検討しない場合が多かった。

建設中補助ダム位置図



凡 例	
	検証対象外ダム
	検証対象ダム

作業部会での審議事項

事業評価監視委員会におけるダム事業の審議事項	事業評価監視委員会におけるダム事業の審議事項 (H15 内ヶ谷ダム事例)	国の評価軸 (案) 第8回有識者会議 (H22. 4. 19)	作業部会での審議事項
㊦安全度 (被害軽減効果) ・ダムによる治水効果 →超過洪水時の影響は未審議 ×段階的な安全度は未審議	㊦安全度 (被害軽減効果) ・内ヶ谷ダムによる治水効果 →超過洪水時の影響は未審議 ×段階的な安全度は未審議	㊦安全度 (被害軽減効果) ・河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか ・目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか ・段階的にどのように安全度が確保されていくのか(例えば5, 10年後) ・どの範囲で どのような効果が確保されていくのか(上下流や支川等における効果)	㊦安全度 →地域特性を踏まえた超過洪水時の影響
㊦コスト、代替案の検討 ・完成までに要する費用 ・維持管理に要する費用 (B/C 算出時にダム完成後 50 年間分を考慮) ×ダム中止時の費用は未審議	㊦コスト、代替案の検討 ・完成までに要する費用 (総事業費の見直し 260→340 億円) ・維持管理に要する費用 (B/C 算出時にダム完成後 50 年間分を考慮) ×ダム中止時の費用は未審議	㊦コスト ・完成までに要する費用はどのくらいか ・維持管理に要する費用はどのくらいか ・その他(ダム中止に伴って発生する費用等)の費用はどれくらいか	㊦コスト ・完成までに要する費用 ・維持管理に要する費用 ・治水代替案の比較 ・下流直轄区間を含めた長良川全体の治水対策(遊水地計画)
㊦コスト削減 ・コスト削減への取り組み	㊦コスト削減 ・コスト削減への取り組み		㊦コスト削減 ・コスト削減への取り組み
㊦事業の進捗状況 ・これまでの事業経緯 ・今後の予定 (本体着手、事業完成)	㊦事業の進捗状況 ・これまでの事業経緯 ・今後の予定 (本体着手、事業完成)	㊦実現性 ・土地所有者等の協力が得られるか ・その他の関係者等との調整が可能か ・法制度上の観点から実現性はあるか ・技術上の観点から実現性はあるか	
㊦岐阜県の将来像との整合性	㊦岐阜県の将来像との整合性	㊦持続性 ・将来にわたって持続可能といえるか	㊦岐阜県の将来像との整合性 ・地域特性を踏まえた地域社会発展への寄与
		㊦柔軟性 ・地球温暖化に伴う気候変化や少子化など、将来の不確実性に対してどのように対応できるか	
㊦当事者の意見 ・事業地及び関係住民の意見を聴取	㊦当事者の意見 ・事業地及び関係住民の意見を聴取	㊦地域社会への影響 ・事業地及びその周辺への影響はどの程度か ・地域振興等に対してどのような効果があるか ・地域間の利害の衡平への配慮がなされているか	㊦当事者の意見 ・事業地及び関係住民(首長、議会、連合会長等)の意見を聴取 ・パブコメ等効果的な意見聴取
㊦環境への影響 ・環境影響評価法に準じた調査、予測、対策を実施 ・専門家の意見を聞き、必要に応じ事業計画(道路計画、ダム本体の施工方法等)を変更し、事業を実施	㊦環境への影響 ・環境影響評価法に準じた調査、予測、対策を実施 ・専門家の意見を聞き、必要に応じ事業計画(道路計画、ダム本体の施工方法等)を変更し、事業を実施	㊦環境への影響 ・水環境に対してどのような影響があるか ・生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか ・土砂流動はどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか ・景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか ・その他	㊦環境への配慮 ・希少猛きん類へ配慮し、事業地の改変面積を最小化(道路をトンネル化、ダム本体施工設備の変更)
㊦流水の正常な機能の維持への影響 ・川にとって必要な流量が確保できるか	㊦流水の正常な機能の維持への影響 ・川にとって必要な流量が確保できるか	㊦流水の正常な機能の維持への影響 ・川にとって必要な流量が確保できるか	㊦流水の正常な機能の維持への影響 ・川にとって必要な流量が確保できるか
㊦利水事業への影響 ・水資源の確保を行うことができるか	治水ダムのため未審議	㊦利水事業への影響 ・水資源の確保を行うことができるか	(内ヶ谷ダムには利水容量はない)
			㊦防災施策等ソフト対策 ・既存遊水機能を維持した上での地域の防災施策等ソフト対策

岐阜県事業評価監視委員会 県施工ダム検証に伴う作業部会（案）

区分	氏名	所属	専門分野
県監視委員会の 学識者	安田 肇志 <small>やすだ 肇志</small>	岐阜大学教授	■専門分野 海岸工学、自然エネルギーシステム、 水理学
	和田 清 <small>わだ きよし</small>	岐阜工業高等専門 学校教授 環境都市工学科	■専門分野 水工学、河川生態環境工学、海岸工学
	大野 栄治 <small>おおの えいじ</small>	名城大学都市情報 学部教授	■専門分野 環境影響評価・環境政策、 交通工学・国土計画
県監視委員会以外の 学識者	藤田 裕一郎 <small>ふじた ゆういちろう</small>	岐阜大学流域圏科学 研究センター長	■専門分野 河川工学、河川水理学
	高木 朗義 <small>たかぎ らんぎ</small>	岐阜大学工学部社会基 盤工学科教授	■専門分野 プロジェクト評価、防災環境計画